

# 市制施行住民説明会 開催結果のお知らせ

町では、5月15日（土）から6月5日（土）にかけて、各地区で全7回にわたり市制に関する説明会を行いました。休日にもかかわらず多くの住民の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございました。

説明会では、役場から①町の現状、②市に移行する必要があると考える理由、③市になると変わること、④市制移行準備について説明を行い、多くの参加者からのご質問やご意見に対して町の考えをお示しし、最後に参加者アンケートにご協力いただきました。

このたび、説明会の開催結果を取りまとめましたので、説明会にご参加できなかった方もぜひご覧ください。

なお、市制に関する町の方針や今後設置する市制名称等検討委員会の開催状況などにつきましては、随時お知らせしていく予定ですのでご承知おきください。

平成22年6月

長久手町市制施行準備室

# 目 次

<b>1</b>	<b>開催結果の概要</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>参加者からの質問・意見と町の考え方</b> ・・・・・・・・	<b>2</b>
	(1) 住民意識調査・民意の反映に関すること	(2)
	(2) 市街化区域農地に関すること	(3)
	(3) 地域課題に関すること	(4)
	(4) メリット・デメリットに関すること	(5)
	(5) 議会に関すること	(7)
	(6) 職員体制に関すること	(8)
	(7) 権限移譲に関すること	(8)
	(8) 住民説明会に関すること	(9)
	(9) 行政運営に関すること	(9)
	(10) リニモに関すること	(10)
	(11) 移行時期に関すること	(11)
	(12) 変更手続きに関すること	(11)
	(13) 経費・財政運営に関すること	(12)
	(14) 人口に関すること	(13)
	(15) 市名・住所表示に関すること	(13)
	(16) 単独市制に関すること	(14)
	(17) 合併に関すること	(15)
	(18) 福祉に関すること	(15)
	(19) 周知・広報に関すること	(16)
	(20) 外部機関に関すること	(17)
	(21) 組織機構に関すること	(17)
	(22) 将来ビジョンに関すること	(17)
	(23) 意見	(18)
<b>3</b>	<b>参加者アンケート結果</b> ・・・・・・・・	<b>20</b>
	(1) 回答者	(20)
	(2) 回答者内訳	(20)
	(3) 説明会の理解度	(21)
	(4) 興味深かった内容	(22)
	(5) 市への移行に期待すること	(24)
	(6) おもな自由意見の種別	(26)
<b>4</b>	<b>おわりに</b> ・・・・・・・・	<b>28</b>

## 1 開催結果の概要

### (1) 開催日時、会場及び参加者数

日 時	会 場	対象者	参加者
5月15日(土) 午後2時～4時	北小学校 体育館	北小学校区	109人
5月16日(日) 午前10時～正午	市が洞小学校 多目的室	市が洞小学校区	96人
5月22日(土) 午後7時から9時	福祉の家 集会室	前熊、熊張、岩作三ヶ峯	97人
5月23日(日) 午前10時～正午	長久手小学校 体育館	岩作(長小・東小校区)	71人
5月29日(土) 午前10時～正午	西小学校 体育館	西小学校区	95人
5月30日(日) 午前10時～正午	長久手小学校 体育館	長湫(長小校区)	68人
6月5日(土) 午前10時～正午	南小学校 体育館	南小学校区	95人
計			631人

### (2) 説明者職・氏名

町出席者	町長 参事 まちづくり推進部長 企画政策課長 住所表示部会長(住民課長) 福祉事務所部会長(保健福祉部次長兼福祉課長) 生産緑地部会長(計画課長) 例規・表示部会長(行政課長) 税務課長 税務課資産税係長 子育て支援課長 計画課主事 市制施行準備室長(企画政策課内) 市制施行準備室市制係長(企画政策課内) 市制施行準備室主事(企画政策課内)	加藤 梅雄 三浦 次郎 鈴木 孝美 加藤 正純 川本 宏志 伊藤 泉 高嶋 隆明 浅井十三男 加藤 俊郎 浦川 正 川島 健司 山際 裕行 吉田 弘美 門前 健 大谷 悠
------	---	---

## 2 参加者からの質問・意見と町の考え方

全7回の説明会における質疑応答では、様々な質問や意見をいただき、町の考え方をお伝えしました。ここでは、こうした意見交換の内容を整理、分類した上で一覧表を作成しました。ただし、質問内容や町の考え方については趣旨を損なわない程度に語句の修正や内容の一部を省略しています。

### (1) 住民意識調査・民意の反映に関すること

質 問	町 の 考 え 方
アンケートを実施すべきではないか。 (北小学校、市が洞小学校、西小学校、南小学校)	現在は説明を行う時期であり、民意を確認する時期ではないため予定していない。直接みなさんから意見をいただき、この説明会でのアンケートも行うので、積極的にご意見を書いていただきたい。説明会もこの7回のみではなく、小さな単位でも要望があれば実施していきたい。
単独市制か、名古屋市と合併かを問うアンケートをとってはどうか。 (岩作(長小・東小校区)、長湫(長小校区))	アンケートについて、平成18年度に第5次長久手町総合計画を策定するため住民意識調査を実施した際に合併に関する質問をした。またその後の町長選でも合併が争点になった。したがって、町としては合併における議論は収束しているものと認識している。現在は住民意識調査を実施する予定はない。
みよし市は平成17年度に全世帯に対しアンケートを実施しているにも関わらず、長久手町は住民意識調査をなぜやらないのか。 (岩作(長小・東小校区))	アンケートについて、みよし市は平成17年度に住民アンケートを実施し、市制移行に賛成が43%、反対が55%で反対の方が多かった。その後は住民説明会を繰り返し開催し、アンケートを実施せずに行政の意向で市に移行したため、結果だけ見れば民意とは異なる。長久手町としても、まずは住民説明会を開催し情報を伝えご判断いただくとともに、意見交換もしていきたいと考えている。
例えば単独市制と名古屋市との合併を含めた形でもう一度住民意識調査を実施すべきではないか。本当に市に移行することがメリットなのか、デメリットは本当はないのかという議論をすべきではないか。 (長湫(長小校区))	住民意識調査について、現在は直接皆さんとやりとりをさせていただいている段階であり、住民説明会が一回りした後、説明会でのやり取りや参加者アンケートの結果を広報でお知らせしたいと考えている。名古屋市との合併について、今回はあくまで今年の9月議会で市制に移行する方針を表明し、準備を進めているのであって、合併に関する議論や検討については町として一切考えていない。

(2) 市街化区域農地に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>生産緑地制度について、30年を超えれば制限が解除されるというのが自分の認識だったがどうか。 (福祉の家)</p>	<p>生産緑地に指定されてから30年以上が経過した時、農業の主たる従事者が死亡した時、農業の主たる従事者に営農不能となる故障が生じた時に市長に対し買取の申出をすることができるかとされている。買取申出をした後1か月以内に市から買取をするか否かの通知がある。通知後、買取申出から3か月を経過すると農業委員会等にその土地の斡旋をするが、買取が成立しなかった場合、生産緑地にかかる制限が全て解除される。</p>
<p>相続税の納税猶予について、資料には市街化調整区域は終身営農だと記述があるが、これも市街化区域と同様20年で猶予されるという認識だがどうか。 (福祉の家)</p>	<p>相続税の納税猶予について、平成21年12月15日に農地制度の大幅見直しに伴い、市街化調整区域の農地は20年から終身営農に変更された。</p>
<p>市街化区域内に農地を所有している住民に対してどう案内していくのか。 (岩作(長小・東小校区)、南小学校)</p>	<p>生産緑地の細かい運用については検討中で、まだ要綱等もできていない。要綱ができ次第、市街化区域内に農地を所有している方を対象に説明会を開催していきたい。併せて、生産緑地制度に関して分かりやすいパンフレットを作成していきたいと考えており、市街化区域内の農地は約1300筆あると把握しているが、その所有者に対して今後通知して説明会を開催していきたい。</p>
<p>生産緑地の要件として、農地の面積が一団で500㎡以上とあるが、「一団」とは何か。 (岩作(長小・東小校区))</p>	<p>一団で500㎡以上という要件について、例えばAさんBさん合わせて500㎡以上という形でも良い。また、一団の土地の取り扱いについても、例えば何mの道路を挟んでも一団と認めるといったようなことは今後詰めて、要綱で細かく規定していきたい。</p>
<p>家庭菜園など市街化区域内で農地として土地を賃貸している場合、土地の所有者と利用者が異なるが、そういった場合は農地として認められるのか。 (岩作(長小・東小校区))</p>	<p>市街化区域内で賃貸している土地については、農地法第3条の許可が出ていれば、その土地も農地とみなす。</p>

<p>市制に移行して農地が宅地並課税になるというのは、とても賛成できないので住民の意見を反映させて進めてほしい。聞いた話だが、500㎡以上の農地は宅地並課税になることは決定事項か。</p> <p>(西小校区)</p>	<p>長湫西部地区は早い段階から区画整理させていただいている。町制のままだと毎年税額が1.1倍高くなっていくが、市制に移行すると税額は土地の評価額の8割が上限となるため、評価額が変わらなければこの地区では逆に市に移行した場合の方が税額は安くなると試算している。ただし、土地には様々な条件があり、全てが安くなるとは言い切れない。</p>
<p>市街化区域の農地の税額について、会場ごとに税額が上がる、下がると説明が食い違うのはおかしいのではないか。</p> <p>(西小校区)</p>	<p>23日の長久手小(岩作)での住民説明会では税金は上がる予測だと岩作地区の住民向けに説明させていただいたつもり。今回は西小校区の住民向けに説明をさせていただいており、土地ごとに過去の履歴があるので一概に上がる下がると申し上げることはできない。役場にお問い合わせいただければ1つ1つ試算させていただきたいと考えている。</p>
<p>仮換地課税前の土地区画整理事業組合地内の生産緑地指定については、他の市街化区域の農地と条件が違うはず。それはデメリットなので先にお知らせすべき。</p> <p>(長湫(長小校区))</p>	<p>生産緑地の指定について、例えばみよし市のように区画整理が完了した地域については、特定区画整理といった地内に農地がある区画整理は別だが、一般的な区画整理を実施した地域については、生産緑地を指定できないような考え方でやっている市があるが、例えば日進市や尾張旭市のように、区画整理が完了した地域についても生産緑地に指定できるといった市もある。したがって、生産緑地の細かい要綱を定めた後に、対象者に対して通知していきたい。</p>

### (3) 地域課題に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>長湫南部地区は人口増加が著しく、治安面での不安が募っているが、交番は増えるのか。</p> <p>(市が洞小学校)</p>	<p>町長が強力に要望している。町の施設としては、杵ヶ池にセーフティステーションを設置している。</p>
<p>長湫南部地区保育園の建設計画はどのような状況か。</p> <p>(市が洞小学校)</p>	<p>市に移行することを直接の理由として増設することはない。保育園用地は購入していないが、現在時期や運営方法を検討中である。</p>
<p>県道瀬戸大府線の整備について、市になったら大草交差点から瀬戸市境まで整備を進めるよう、県に要望してほしい。(福祉の家)</p>	<p>現在、県は御富士線から県道田初名古屋線の用地買収を進めている。町長はじめ、毎年整備促進を要望しているが、現在の整備箇所の完了後に進めると聞いている。</p>

<p>自分は障がい者を抱えており、最寄りに避難場所がなく、一番近い小学校も遠い。市制に移行するよりも先に、そういった解決すべき問題を解決すべきではないか。市に移行すると新たな事務が増えると思うが、現在の体制でスムーズに対応してもらえるのが心配。</p> <p>(岩作(長小・東小校区))</p>	<p>現在は役場内に福祉事務所はなく、障がい関係の書類は町を経由して県が判断している。市に移行すると、福祉事務所を設置する義務があり、事務が増え、職員数も2～3名ほど必要となる。現在福祉関係の専門職員はいないが、福祉事務所を設置することで、専門職員を招いたり雇用したりすることになり、問題解決がスムーズに進み、より密着した相談を受け入れる体制ができる。</p>
<p>自分が住んでいる地区には部落が28軒あり、そのうち2軒は水道が開通していないという問題があるが、そうした問題を解決する前に市に移行しても良いのか。</p> <p>(岩作(長小・東小校区))</p>	<p>町内には、北浦地区を含め未給水地区が数か所ある。北浦地区は違うが、残念ながら水道を引く道路幅がないといったような様々な理由がある。地域の課題というのは、地域独特の問題があり、そうなった経過もある。したがって市制施行住民説明会は、市制移行に関して様々なご質問に対してお答えし、皆さんにご理解いただくものであるが、それとは違う様々な問題についても、準備して進めていかなければならない。まずなぜできないのかという疑問についてもお答えしていかなければならないと考えている。</p>

#### (4) メリット・デメリットに関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>住民にとって何か具体的なメリットはないか。また、説明した以外のメリットはないか。</p> <p>(市が洞小学校区)</p>	<p>例えば、県との調整は、尾張事務所を経由して県に報告されるため、直接県とコンタクトをとる機会が少ないが、市になれば、こうしたことが解消される。また、首長にも市長会と町村会という組織があるが、市長会は拡大する一方、町村会はメンバーが少なくなっている。町村会の大半は山間部に位置しているため、国や県に要望したい課題がまったく長久手と異なる。こうしたことメリットも含め、まち全体としてステップアップしていきたいと考えている。</p>

<p>いずれは市制に移行しなければならないということは理解したが、市制に移行することに伴うメリットとデメリットについて、デメリットの説明がなかったが、どのようなデメリットがあり、それをどう解決していくのか。</p> <p>(福祉の家)</p>	<p>住所表示が変更されて住所が短くなることがメリットと感じる人もいれば、住所変更の届出という手間がかかるというデメリットを感じる人もいる。また、企業にとっては、「町」から「市」に変わるとイメージが変わるといった、メリット・デメリットの感じ方はそれぞれ違う。行政としては臨時的・経常的な経費がかかる。市に移行すると県から移譲される生活保護の事務に関しては、全住民が享受できるメリットではなく、メリットを受けられないことが逆にデメリットと感じる人もいるので、それは人それぞれである。今後説明会が終わった後にそういったことを皆さんがどう感じるのか、これはメリット・デメリットどちらなのかわかりやすいように一度工夫してまとめたい。</p>
<p>市制移行によるデメリットをもう少し詳しく教えてほしい。</p> <p>(西小学校)</p>	<p>市制に伴うメリット・デメリットについて、例えば市街化区域に農地を所有している方の固定資産税や都市計画税が変わってくるといった点をデメリットと感じるかどうか、また町が市に名称変更されることにより一定の手続きは個人でしなければならないといったことを面倒と考えられる方にはデメリットであるし、イメージアップにつながると考えられる方にはメリットとなる。さらに福祉の点で行政的に事務が充実していくが、それを受けられる方はメリットだし、受けられない方はデメリットとなる可能性がある。したがって皆さんの生活の中でデメリットと捉えることは感じ取り方や直接の影響によって違ってくるので、こうした説明会を開催し、皆さんに考えていただきたいと考えている。</p>
<p>市に移行することによりどんなメリットがあるのか。</p> <p>(長湫(長小・東小))</p>	<p>市制移行のメリットについては、イメージアップにつながる、これから長久手を支えてくれる若い世代や子どもたちに夢を持たせてあげたい、といった抽象的な表現ではあるが感覚的なこともあるとともに、市に移行すると福祉業務が県から移譲されることに対し、基礎自治体である町職員が市職員になることによって直接皆さんとやりとりできるようになることはメリットであると考えている。住所変更があると個人の負担が増えることはデメリットだという人もいれば、負担をしてでも市になるべきという人はメリットであると思う。今後、メリット・デメリットとして考えられることを一覧表にして整理したい。</p>

(5) 議会に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>市に移行すると議員定数が増えて人件費も増え、首長の給料も上がる。民意を問うのであれば、町議員選挙や町長選挙で市制を問うてはどうか。 (北小学校)</p>	<p>議会の定数については、市になったからといって議員の人数を増やさなければならないという訳ではなく、市に移行した後に議会で決定するということになる。また、市制に移行する上で行政需要が増え、負担が増えるというご心配については、市に移行しても大丈夫だということを十分ご理解いただきたい。まち全体の10年間の見通しの中では人口も増え、税収の安定確保は町政運営の基本方針として持っており、今も高い水準だが、市に移行して行政需要が増えても十分耐えうるだけの財政力を現状のまま推移できると確信している。</p>
<p>議員定数はどうなるのか。また、工事費等の議決案件はどうなるのか。 (市が洞小学校)</p>	<p>別冊資料でお示しした表は地方自治法上の規定を紹介しており、直ちに変更することはない。その時期が来たら検討していく。</p>
<p>町議会議員が市議会議員になった場合、報酬額はどれだけ上がるのか。 (西小学校)</p>	<p>町議会議員が市議会議員になった場合の報酬について、こうしたいわゆる特別職の報酬については、「特別職報酬等審議会」で報酬に関する答申がされている。市に移行したからといって安易に報酬額を上げるということは考えていない。</p>
<p>議員定数は市に移行すると増えるのか。 (福祉の家、西小学校、南小学校)</p>	<p>議員定数について、別冊資料にも書いてあるとおり、定数の上限は、町議会議員は26人、市議会議員は30人と地方自治法で定められており、現在は町条例で20人と定めている。市においても市条例で定めることになっている。</p>
<p>議会の議決が必要な工事契約や財産の売買について別冊資料を見てもよくわからないので説明してほしい。 (南小学校)</p>	<p>議会の議決が必要な工事契約や財産の売買金額は地方自治法に定められている金額であるが、町が行う工事契約の場合、5000万円以上のものについては議会の議決が必要であるが、現在は町条例で6000万円以上と定められている。市に移行すると地方自治法で1億5千万円以上と定められているが、具体的な金額は、条例で新たに定めることになり、市に移行する段階で協議していく。財産の取得についても、例えばNーバスや消防自動車など高額なものを購入する際に議会の議決が必要なものとなっている。</p>

(6) 職員体制に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>福祉事務所の設置など人件費は具体的に何人増でいくら増えるのか。 (市が洞小学校)</p>	<p>国は行政改革によって人員削減という方針を出しており、町も行政改革プランで同様の方針を示した。しかしながら、一般的には人口の1%の職員が必要とされており、現在は消防・保育士含めて387名であるが、人口の増加に伴い徐々に増やしている。福祉事務所関係で職員は2人程度増える見込み。県からも1人派遣していただく予定であるため、2~3人増えることになる。</p>
<p>市に移行することに伴う経費について、業務が増えれば当然人的な経費も増えてくると思うが、それに伴う職員数や予算はどれだけ増えるのか。 (福祉の家)</p>	<p>事務が増えることで安易に職員を増やすのではなく、将来的に事務が多くなりすぎた時点でそれは検討する。しかし、福祉事務所については専門職員を配置しなければならず、必要最小限の数名の職員を配置する。また、臨時的経費以外の予算について、事務移譲に伴って今まで県が支出していた分を市が支出する必要があるため、こうした経常経費は概算で約1億5千万円と試算している。</p>
<p>今回の説明会では良いことばかり言っていてデメリットについて何も説明がない。例えば、職員の給与は増えないと聞いているが、町長・副町長の報酬も上がるのか。 (岩作(長小・東小校区))</p>	<p>職員の給料については、市に移行しても変わることはない。議員の報酬については、「長久手町特別職報酬等審議会」において審議され、近隣自治体の状況を考慮した上で決定していくことになるため、直ちに報酬が上がることはないと考えている。</p>
<p>事務移譲が250項目あるとのことだが、それに対する職員増はどうなるのか。 (西小学校)</p>	<p>250事務の権限移譲は、国が示した将来的な権限移譲の方針である。現在は県の事務であり、どこの市にも移譲されていない。職員増について、市になることで確実に増えるのは福祉事務所の専門職員3人で、他のセクションについては現行の体制で対応できると考えている。ただし、町職員も毎年計画的に採用しており、市になるからという理由で増やしている訳ではない。</p>

(7) 権限移譲に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>250もの事務を引き受ければ職員は繁忙になり、人員も確保しなければならないが、それによって税金が増えることはないのか。(南小学校)</p>	<p>250の権限委譲事務は市になれば直ちにすべての事務が下りてくるのではなく、2段階目のことであり、徐々に市に移譲されるものである。また、これはどの市でも受けなければならないものであり、税金は変わらない。</p>

<p>250 項目の事務が県から移譲されるということは、人件費やパソコン設備が必要となるが、今までそういったデメリットの説明がないというのは何か隠していることがあると思われても仕方がない。</p> <p>(長湫(長小校区))</p>	<p>事務移譲について、県から 250 事務が移譲される計画であり、まだ決定事項ではない。今後地方分権が進み、事務は全て市町村で行い、そのうち市についてはこういった機能を移譲するといった計画がある。現在の決定事項としては、市に移行すると事務が増える主なものは、福祉事務所が設置されることであるが、専門職員も 2～3 人雇用することになり、その支出も増える。現在は直接相談できる能力のある専門職員が町にはいないので、県へ提出する全て書類は町を経由するだけだが、市に移行すると相談能力のある職員が役場に備わることになる。これをメリットと考えるかどうかは皆さんの考え方次第である。</p>
--	---

(8) 住民説明会に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>住民説明会は今回しか開催しないのか。</p> <p>(北小学校、福祉の家、南小学校)</p>	<p>各自治会連合会・区会単位で計 7 回を予定している。もし自治会単位で要望があれば直接出向いて行いたい。</p>
<p>今回の結果はどのように公表していくのか。</p> <p>(市が洞小学校)</p>	<p>広報、ホームページで意見や回答を公表していく。</p>

(9) 行政運営に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>地方自治法第 2 条に行政運営のあるべき姿として最少経費で最大効果を挙げるとあるが、町のままではこうしたことができないのか。説明で他の自治体との対比などがなされていたが、他の市町村は関係ない。</p> <p>(北小学校)</p>	<p>我々地方自治体は、生活困難者へのケアも大切であると考えますが、町村ではできない。市にならないとそうした仕事もできない。市への要件は整っているのに市に移行しないのは、自らサービスを向上しないと云っているようなものの。</p>
<p>役場は市街地から外れた場所にあるが、人口の約 7 割が長湫地区に集中しているため、市に移行するなら、こうした地区に N ピアのようなサービスコーナーや支所等の設置を考えるべき。</p> <p>(市が洞小学校)</p>	<p>サービスコーナー的なものは現在は考えていない。一つの課題として捉えていきたい。</p>

(10) リニモに関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>リニモの現在の経営状況は、市制進める上での足かせになるため、経営状況が立て直す目途がつくまで、市制を2～3年遅らせてはどうか。 (北小学校)</p>	<p>万博後は一時低迷したが、現在は利用者も増え、単年度では黒字化するようになった。今後も長久手古戦場駅など各駅周辺で特色あるまちづくりを進める。今しばらくは苦しい時期が続くが、乗りきっていきたい。リニモの経営状況は町の財政とは直接関係ない。新たなまちづくりによって人口が増え、商店などができれば300～400人の雇用が創出される。また、税収も増え、財政も強化される。まちづくりの中でリニモは必要なものである。</p>
<p>市への移行に伴い、リニモへの経営支援に係る負担はどのようになるのか。 (福祉の家)</p>	<p>リニモへの経営支援は、県と沿線市町で出資割合に応じて協調支援している。これは市になっても変わらない。</p>
<p>リニモを基軸とした魅力あふれるまちづくりについて、愛知高速交通㈱の副社長である町長が安易に資金を拠出するのはずさんな感じがするが、それでもリニモを基軸に様々な改革を進められるのか。 (岩作(長小・東小校区))</p>	<p>リニモについて、先日愛知高速交通㈱の職員による不祥事においては、この職員は名鉄からの出向職員であり、愛知高速交通と名鉄との間で財源が不足する分は原因者が補てんする契約があるので、リニモの経営に支障がないよう補てんしてもらう。</p>
<p>愛知高速交通㈱で8900万円の横領事件があったが、自分が納めている住民税、所得税、固定資産税はどうなるのか。また決算の方法はどうなるのか。特別損益で算出するのか。さらに保険はどうなっているのか。責任はどうするのか。 (南小学校)</p>	<p>現在は警察による調査中であり、どのような結論が出るか注目しているところであるが、重要なのは横領したお金を弁済してもらわなければならないということ。横領事件を起こしたこと、また会社の管理が不行き届きであったことについて、深くお詫び申し上げます。横領事件と愛知高速交通㈱の前年度決算の見込みについて、6月30日に株主総会が開催される。今年はリニモの乗客数が伸びており、単年度黒字が達成されることが確実となった。横領事件に係る金額については未収金扱いとなり、法律上は愛知高速交通と名鉄との派遣協定の中で、派遣職員が損害を起こした場合は、派遣元である名鉄が負担するという条項がある。それに基づき、愛知高速交通は名鉄に対し損害金を請求するという法律上の担保がある。本町としては、名鉄若しくは本人が未収金を愛知高速交通に損害金を完済するよう強く申し入れをしているところである。</p>

(11) 移行時期に関すること

質 問	町 の 考 え 方
スケジュールは、具体的にいつごろを予定しているか。 (市が洞小学校)	平成 23 年度中（平成 24 年 3 月まで）に移行したいと考えているが、国勢調査の速報値が出ないと先が見えない。この結果が出ないと国は事前調査や協議も受け付けない。町議会もいつ上程するのか不明であるが、順調にいけば平成 23 年度中かというところである。これは最短であり、それより遅れる可能性もある。
市制移行準備手続きについて、町議会の議決によって市制移行を決定することだが、住民全体の意思を反映するというのであれば、町議会議員選挙後でないとおかしいのではないか。 (西小学校)	町としては平成 2 3 年度中の市制移行を目指していきたいという方針で進めているが、平成 2 3 年春の県知事選、県議会議員選、町議会議員選といった統一地方選挙が実施される前の市制移行することはない。また平成 2 3 年夏に町長選があるが、その前に市制を移行することは難しいスケジュールともなっている。したがって、平成 2 3 年度中に市制移行したいと考えてはいるが、早い段階での手続きはできないと考えている。

(12) 変更手続きに関すること

質 問	町 の 考 え 方
事業者も自前で印刷物や封筒、看板を変えなければならないのか。補助金は検討していないのか。電話の市外局番も変わるのか。歩道橋の表示は誰が変えるのか。 (市が洞小学校)	封筒や印刷物の変更については事業者にご協力いただくこととなり、そうした補助金は考えていない。電話の市外局番は変わらない。町内に歩道橋は 2 か所あるが、それぞれの管理者が変える。
住所変更の手続きについて、不動産登記の住所変更は有料だったかと思うがどうか。 (福祉の家)	登記簿の変更については、原則無料であると聞いている。
町制時に住所変更し、その後市制移行時にもう一度変更すると聞いている。名刺・ゴム印・帳票類をその度に事業者の自己負担で変更しなければならないが、一度の変更で済ませられないか。 (長湫（長小校区）)	住所変更について、今年の 1 0 月に長湫中部で換地処分予定があり、手続き上今年度中に実施しなければならず、2 度の住所変更はやむを得ないことをご理解いただきたい。

(13) 経費・財政運営に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>電算システムのコスト減に向けてみよし市等の先行事例を参考にできないか。 (市が洞小学校)</p>	<p>新しい事務については、生活保護システムなど新規システムの導入が必要となり、既存システムは、いわゆる市名や町名変更等の改修となり、すべて長久手の行政内部で取り組むべきものである。</p>
<p>市に移行することに伴う経費について、業務が増えれば当然人的な経費も増えてくると思うが、それに伴う職員数や予算はどれだけ増えるのか。先行市の例ではどうか。 (福祉の家、南小学校)</p>	<p>事務が増えることで安易に職員を増やすのではなく、将来的に事務が多くなりすぎた時点でそれは検討する。しかし、福祉事務所については専門職員を配置しなければならず、必要最小限の数名の職員を配置する。また、臨時的経費以外の予算について、事務移譲に伴って今まで県が支出していた分を市が支出する必要がある、こうした経常経費は概算で約1億5千万円と試算している。</p>
<p>現在は地方交付税交付金の算定に対して市と町との差別はないのか。 (長湫(長小・東小))</p>	<p>地方交付税の算定については算定表があり、市町村規模によって額が変わるということはあるが、人口や面積が変わらないため、基本的に算定条件は変わらない。ただし需要額については、福祉関係業務が移譲されるため、若干財政力指数に影響が出るかもしれないが、微々たるものであると考えている。</p>
<p>市制移行の是非を住民が判断する材料として、市制移行後の財政シミュレーションがあれば客観的に判断しやすいのではないかと考える。先程、財政上の変化は微々たるものだと説明があった。一般論として町が市に移行すれば財政の硬直化が避けられないということは自明のことではあるが、財政シミュレーションはどこで見ることができるのか。 (長湫(長小校区))</p>	<p>現在、市制を想定した財政シミュレーションはまだ作成していない。しかし、住民説明会でそういったご意見が出てきたので、一度内部的には検討したい。個別のことは調べているが、全体のシミュレーションはしていないので勉強させていただきたい。</p>

(14) 人口に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>もし平成 25 年や 30 年に人口が 5 万人を割った場合、どう対応するのか。 (市が洞小学校)</p>	<p>現在は、第 5 次総合計画での人口推計に基づき、平成 30 年で 63,000 人を見込んでいる。将来的には減るが、幸い現在も伸びているし、この 10 年間は大丈夫である。国勢調査で 5 万人を超えれば移行でき、一旦市になれば、5 万人を割っても町に戻ることはない。</p>
<p>国全体では 2100 年、約 90 年先は江戸時代くらいの人口まで減少する（3000 万～4000 万人減）と言われている。そうした中で長久手町の人口はいつまでも増え続けるのか疑問。 (福祉の家)</p>	<p>昨年「第 5 次長久手町総合計画」を策定したが、その中で人口推計をしている。日本全体では少子高齢化に伴い人口が減少しているが、長久手町は平成 30 年まで人口 63000 人まで増え続けると推計している。</p>

(15) 市名・住所表示に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>住所表示について、資料に例がいくつか記述されているが、例②の「〇〇〇市岩作町城の内」の方が昔ながらの名称が復活している所もあるのでいいと思う。「〇〇〇市城の内」だけだとどこにあるかわからなくなってしまし、字も同名の所があると思う。 (福祉の家)</p>	<p>住所表示について、外部委員会で検討するが、地元の方々とご相談しなければならないと考えており、今後様々な人の意見を聴きながら決定していく形になる。</p>
<p>市の名称や住所表示について、外部機関で議論するという説明があったが、それこそ住民の意見を聞いた方がよいのではないかと。 (岩作（長小・東小校区）)</p>	<p>市の名称について、説明の中で「長久手町」から「〇〇〇市」になると説明させていただいたが、最近の市制移行の事例では、基本的に町の名称がそのまま市の名称となっている。また、住所表示、特に字の名称について、大字長湫地区で区画整理が実施された字については、例えば作田・杵ヶ池・熊田など、既に大字がなくなっているが、岩作や上郷については大字が残っており歴史ある字名が残っている。外部機関として、住民代表や町内団体が組織して議論するが、それとは別にタイミングを見て地域の皆さんと相談していきたいと考えている。</p>

(16) 単独市制に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>なぜ今市制移行なのか。単独で市制移行することに至った経過を説明していただきたい。 (福祉の家)</p>	<p>平成 18 年度の住民意識調査は総合計画を策定するために実施した。当時は合併の議論があり、合併を前提とした内容でお尋ねした。結果は「名古屋市との合併してほしい」と回答した人は少なく、「町制のままで良い」「市に移行すべき」と回答した人が半分以上を占めた。その後、推計で人口 5 万人を超えたため、市に移行する手順として、まずは皆さんに十分説明をさせていただいている。基礎的自治体が住民サービスの最も近い部分で、福祉、特に生活保護や障がい者に対するケア、児童扶養手当に関する認定事務が直接行うことが可能となり、窓口ができることで、相談・指導を含め細かな行政サービスが展開できるようになる。生活困難者に対し十分ケアできる権限が移譲されることになるので、我々としては市に移行すべきということで皆さんに説明しているところである。</p>
<p>単独で市制を目指す必要はあるのか。 (岩作 (長小・東小校区) )</p>	<p>単独市制について、人口要件がクリアできれば、法律に基づく市制に移行する要件が全て整う。現在は単独市制を目指すものであり、合併の機運はない。</p>
<p>市に移行することによるメリットとデメリットを比較して、あえて町制継続という選択肢はないのか。 (南小学校)</p>	<p>全国の状態として人口規模が市の要件を満たせば、準備室を設置したり議会で市制移行の方針を表明したり、全て市に移行する準備を進めている。福祉関係業務については、困った人に対する相談窓口が設置でき、直接役所で相談できるというメリットが発生する。それをあえて市制を選択しないということは、自治体の姿勢としていかなるものかと考えている。自治体としての役割を増やすということは使命であると考えているので、町制継続は考えていない。したがって、市制移行の方針を表明し、皆さんに対し説明会を開催し、デメリットもあるとお考えかもしれないが、町としてまずは市制に関する情報を提供し、判断していただく機会を設けているものであり、自治体としての責任として市制に移行するべきであると考えている。</p>

(17) 合併に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>愛知県はどんどん町村がなくなってきた。先日、美和町・七宝町・甚目寺町が合併したが、それは人口の問題だけではなく、行政をコンパクトにするという目的があって合併したと聞いている。結果的に単独市制になるかもしれないが、合併も1つの選択肢ではないか。</p> <p>(岩作(長小・東小校区))</p>	<p>合併について、合併特例法が今年3月で終了となり、近隣市町の合併機運も全くない。また、仮に合併という話が出たとしても、本町の周りはほとんどが市で、吸収合併しかできない。議会の勢力もなくなり、財政的な能力も全て吸収されてしまうことから、町としてはマイナス要素が大きいと感じている。将来的にも道州制が導入され、国や県の権限を市に移行していくという大きな政策が控えており、単独で市に移行して自治体としてのベースを作っていくことが重要と考えている。</p>
<p>名古屋市との合併は検討したことはあるか。</p> <p>(西小学校)</p>	<p>平成16年当時に住民から署名があり、合併特例法に基づき名古屋市に申し入れをしたところ、名古屋市からはその要望を議会に上程しないと回答された。その後、平成18年度に住民意識調査を実施し、合併を含めた質問をさせていただいた。その結果、「合併すべき」と回答した割合が「町のままだよ」「単独で市になるべき」の割合に比べれば少なく、他市からの合併の機運も盛り上がらなかったことから、合併の議論はその段階で一段落したと判断させていただいている。</p>

(18) 福祉に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>長久手町から豊明市までの地域で1人のケースワーカーが行政相談という形で各市町村を回っており、なかなか相談に乗ってもらえない現状がある。しかし、名古屋市の場合、2つの区で生活支援センターがあり、作業所も結構ある。長久手町にはまだ作業所すらない。特に精神障がい者へのサービスについて名古屋市と比べると郡部は遅れているように感じるが、これについて町はどう考えるか。</p> <p>(長湫(長小校区))</p>	<p>おっしゃるとおりの現状であると認識している。市に移行すると専門職員が増員され、福祉に関する情報も入ってくる。職員も昨年度から生活保護を含め県に研修に行っている。そういう意味では、今まで県に提出する書類を経由するだけだったが、市制移行後は市が行う義務として事務が移譲されるようになる。</p>

<p>福祉事務所を独自に持つことでメリットもあればデメリットもあると思う。例えば母子家庭の支援として「高等技能促進訓練給付金」というものがあり、市に移行するとこの事務が県から移譲されることになる。看護師になるために3年間専門学校に就学すると、月14万1千円×12か月×3年の給付金が支払われるが、実施していない市もある。長久手町が市に移行した場合は、その給付金を立ち上げるかどうか。また、生活保護法に基づく生活困難者に支払われる給付金も上がるかも下がるかもしれない。生活保護者の転居手当は通常3か月支払うが、県では4か月支払っている。長久手町が市に移行した際に、その1か月分が果たして支払えるのかどうか。今回説明のなかったこういったデメリットと考えられることも、今後広報で示してほしい。</p> <p>(南小学校)</p>	<p>福祉関係について、福祉事務所が設置されると様々なことが可能になるメリットとして説明したが、過去6回の説明会では、メリットとデメリットは同じ所で相反する問題だと説明している。おっしゃるとおり福祉行政は充実するが、自治体としての支出は増加する。我々はそれに耐えられるだけの財政規模を持っていると考えている。ただ、詳細な財政シミュレーションをまだしていないため、はっきりした数字は試算していない。一般的に経済状態が悪くなると、生活保護者が増え、自治体の財政負担が増えて困ったという新聞報道がされているが、こうしたことは必ず発生すると考える。自治体として一番大きな仕事は、障がい者や高齢者、生活保護も含めた生活困難者などに対するケアだと思う。基礎的自治体として何ができるかが問われているが、現段階ではそれができない。市に移行すればそういった権限や能力を与えられるため、積極的に実施できる環境づくりに努めていきたい。市制移行に伴う財政負担はある程度発生するが、困った人に対するケアをすることについて、皆様のご理解をいただけるものと理解している。</p>
---	--

(19) 周知・広報に関すること

質 問	町 の 考 え 方
<p>これまで町から市に移行した自治体は数多くあるはずなので、広報に町から市に移行した際に何が変わるかというQ&amp;Aを掲載し、その後説明会を開催することが筋ではないか。</p> <p>(南小学校)</p>	<p>まずは広報で特集記事を掲載し、広報と同じ内容を今回住民説明会で説明させていただいている。町としては、市制に関する情報を十分ご理解いただく努力をしていかなければならないし、皆さんにも役場が持っている情報を知っておいてもらわなければならない。今後様々な意見が出てくると思うので、そのためには一定の情報を出していかなければならないと考えており、自治会単位の住民説明会も増やしていきたいというのが町の姿勢である。また、広報でも住民説明会各会場で出た意見や参加者アンケートの結果について、それに対する町の見解も含め、特集記事として掲載していく予定である。市制に関するQ&amp;Aを1冊にまとめるかどうかについては、今後検討していきたい。</p>

(20) 外部機関に関すること

質 問	町 の 考 え 方
外部機関で検討するという説明があったが、どのような規模でどのような人が参加されるか。 (福祉の家)	外部機関については、「市制施行名称等検討委員会」を組織として立ち上げたいと考えており、約20名で町内の団体や公募委員で組織し、市の名称、移行時期、住所表示方法など多角的に議論していただきたいと考えている。

(21) 組織機構に関すること

質 問	町 の 考 え 方
市制に移行すると課名は変わるのか。 (福祉の家)	組織については変える予定はない。

(22) 将来ビジョンに関すること

質 問	町 の 考 え 方
長久手町は今成熟期を迎えており、先を見越していかなければならないターニングポイントとして市制移行に賛成である。10年、20年先にどういうまちづくりをしていくのか。まずは第5次総合計画の「リニモテラス構想」の早期実現。本町は大学もあり学校も整備されてきた。例えば公立小中学校のレベルアップ、福祉と教育、また本町には大企業がないので、例えばロボット産業を誘致するなど、近隣市町村と差別化を図ることが必要である。 (南小学校)	近隣からも県からも長久手町は今絶好調だと言われているが、そのまま終わってはいけない。第2弾として第5次長久手町総合計画で示しているが、それ以外にもリニモを基軸としたまちの発展や田園バレー事業、また教育については子どもに夢を託さなければならず、さらに雇用や所得の問題もあり、働ける環境を作っていかなければならない。リニモについては駅それぞれに特色があり、各駅を中心とした小規模な開発を県にも認めていただいているが、まちの発展とリニモの活性化にも大きな影響を与えるものであるため、順次進めていきたい。長久手古戦場駅周辺の開発についても、現在約28haの土地で区画整理を進めているところである。コンパクトシティとして、力のあ る市を目指していきたい。

<p>長久手町は工場を作るのではなく、環境のまちにしてほしい。新しいまちづくりを進めるのはスピードが重要であり、大学がたくさんあるため若者が毎日来ている。長久手は素晴らしいまちだという情報が広がれば、多くのリピーターも来る。そうした地域性を生かしてやってほしい。住民も心がワクワクするようなまちということで転入したので、町としても力強く将来ビジョンを言えば住民も納得すると思う。</p> <p>(南小学校)</p>	<p>市制については、産学官民連携で考える素晴らしいステージが出来上がっている。本町は環境をテーマとした国際博覧会が開催された町であるので、名古屋東部地域が環境都市として注目されるようなモデル都市を作るという方向性を見つめながら着実に進めていきたい。その第一歩として市制施行というイメージチェンジは、皆さんにインパクトを与えるものとなり、共に考えていけば素晴らしいまちに発展すると考えている。</p>
---	--

(23) 意見

<p>市長、副市長、市議会議員の報酬について、日進市では市制移行以後給料は上がっている。また、職員の給料は上がらないと説明されたが、他の手当は増えていくと言っている人がいる。さらに、職員数について、みよし市は町長が2期目（平成17年）時のマニフェストにおいて職員数を減らすということで、379人から5年後の平成22年には359人と20人減らしている。市に移行すると事務も増えると職員数も増やさなければいけないと考える。みよし市は初年度2億5,500万円かかっており、それ以後は毎年1億5,200万円必要になる。これは税金のことであるのに、町はそういうことを説明されていない。資料をもらってきているなら町議会議員を交えてもう少し真剣に進めるべき。</p> <p>(西小学校)</p>
<p>市制に移行すべきだと考えている。何らかの形で住民の意向を確認した方がよいという住民は、行政や政治はみんなの意見を聞いてやっていくべきだという考えからだと思う。そうだとすれば、市に移行すれば事務が移譲されて様々な権限が増えるということは、つまり住民の意見が直接役所に伝わるようになる。例えば福祉関係の事務権限が移譲され、役所で決定できるようになる。これは民主主義にとってよいことで非常に民主的なことである。住民が県の課長に相談しに行ってもまず会ってくれないくらい県は敷居が高いところ。そういった意味で事務や権限が県から市に移譲されるのはよいことだと考える。</p> <p>(西小学校)</p>

市制施行を積極的に進めていただきたい。今や時代の趨勢として、国から県へ、県から市町村へ事務が移譲されなければ済まなくなっている。住民側から言うと、住民の思いというのは、かつては国や県に言っても通じなかった。町には通じない場合もあるが言いやすいことは間違いない。これはやはり時代の趨勢にある。それは逆に言えば、市町村に移譲された権限を住民との折衝でうまくやることは大変だが、住民側も意識を変えなければいけないと思う。今までは税金を支払ってさえいれば、役場に頼めば何とかだった。これからは行政の事業内容を住民も理解し、行政ができなかった地域社会の生活の向上や環境改善を住民がやるべき。市制施行するという事は住民の権限も同時に移譲され、住民と役所とが直接話し合いができるということでもあり、これはよいことである。

(西小学校)

### 3 参加者アンケート結果

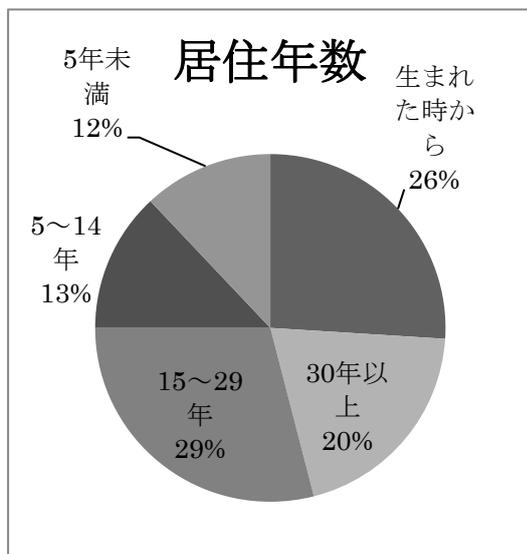
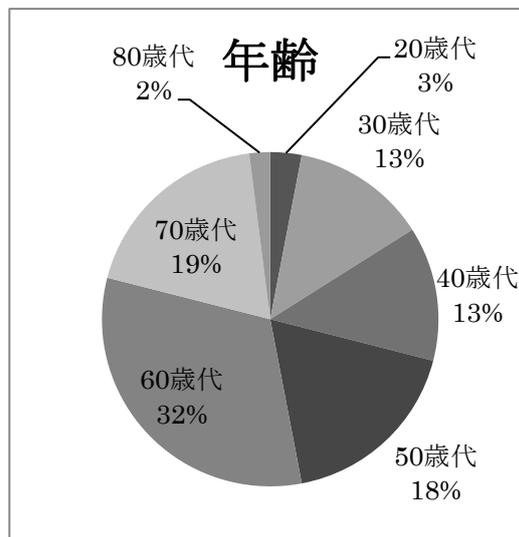
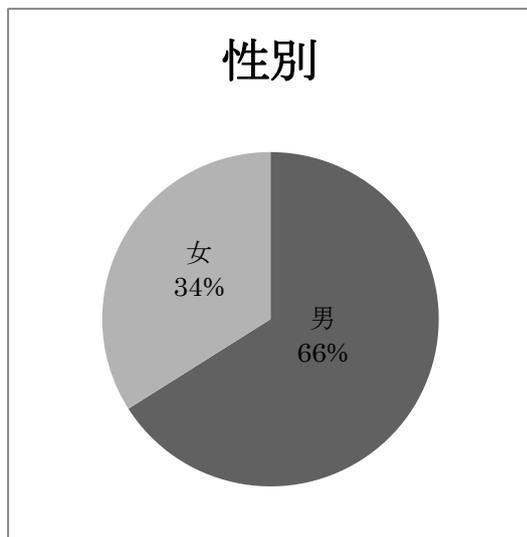
#### (1) 回答者

回答者：538人（回答率：85%）

#### (2) 回答者内訳

性別は、「男」が66%と全体の3分の2を占め、「女」は3分の1の34%でした。  
年齢別では、「60歳代」が32%と最も多く、「70歳代」が19%、「50歳代」が18%で続いています。60歳代以上の割合が約50%、50歳代以上になると約70%を占めています。

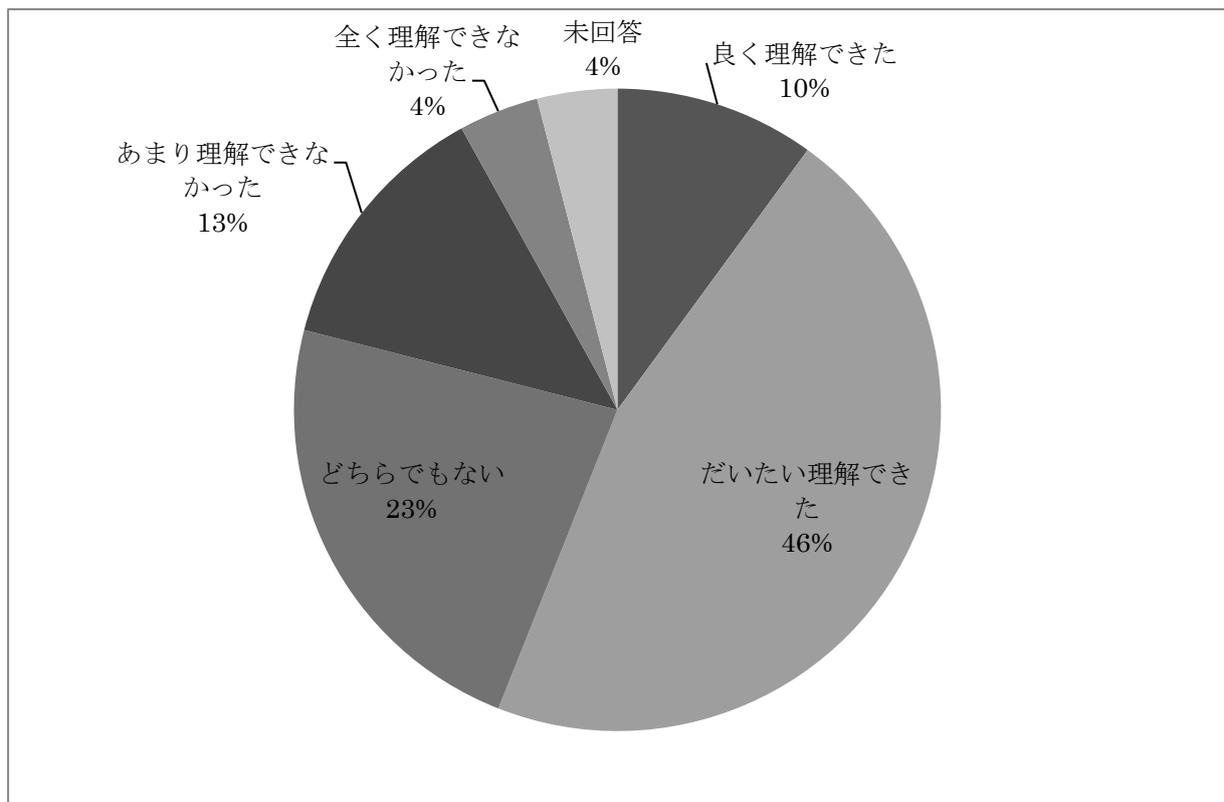
居住年数別では、「15～29年」が29%と最も多く、「生まれた時から」が26%、「30年以上」が20%で続いています。15年以上居住している人の割合が全体の4分の3を占めています。



### (3) 説明会の理解度

「説明の内容がどの程度理解できたか」の問いに対し、「だいたい理解できた」が46%で最も多く、「どちらでもない」が23%、「あまり理解できなかった」が13%で続いています。

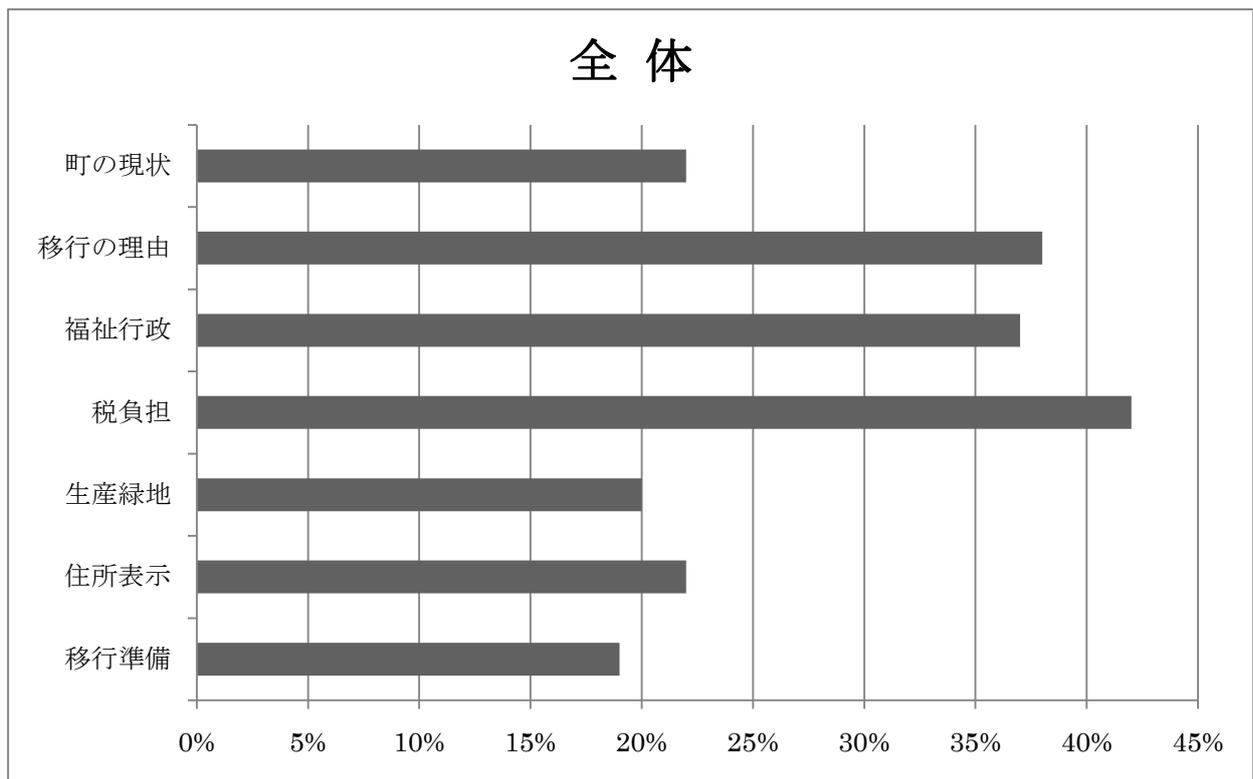
「よく理解できた」「だいたい理解できた」を合わせた56%の人に概ね内容が理解された一方、「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」を合わせた17%の人には相対的に内容が理解されませんでした。



#### (4) 興味深かった内容

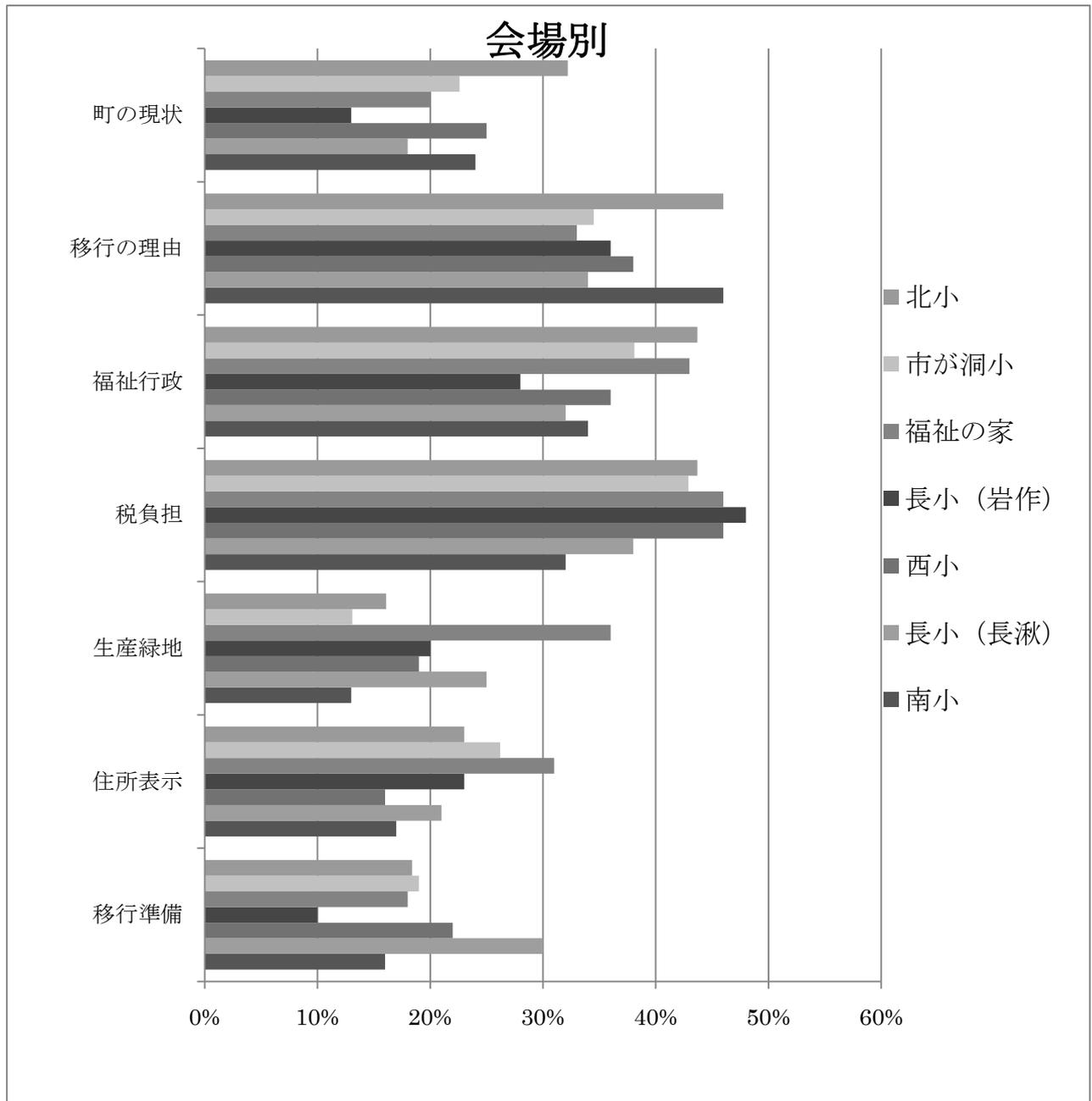
##### ①全体

「興味深かった内容はどれですか」という問いに対し、該当する項目すべてを選択する回答としました。ここでは、全回答者に占める割合を%で示しました。全体の42%の人が「税負担」に関して興味深かったと回答しており、以下「移行の理由」が38%、「福祉行政」が36%と続いています。



## ②会場別

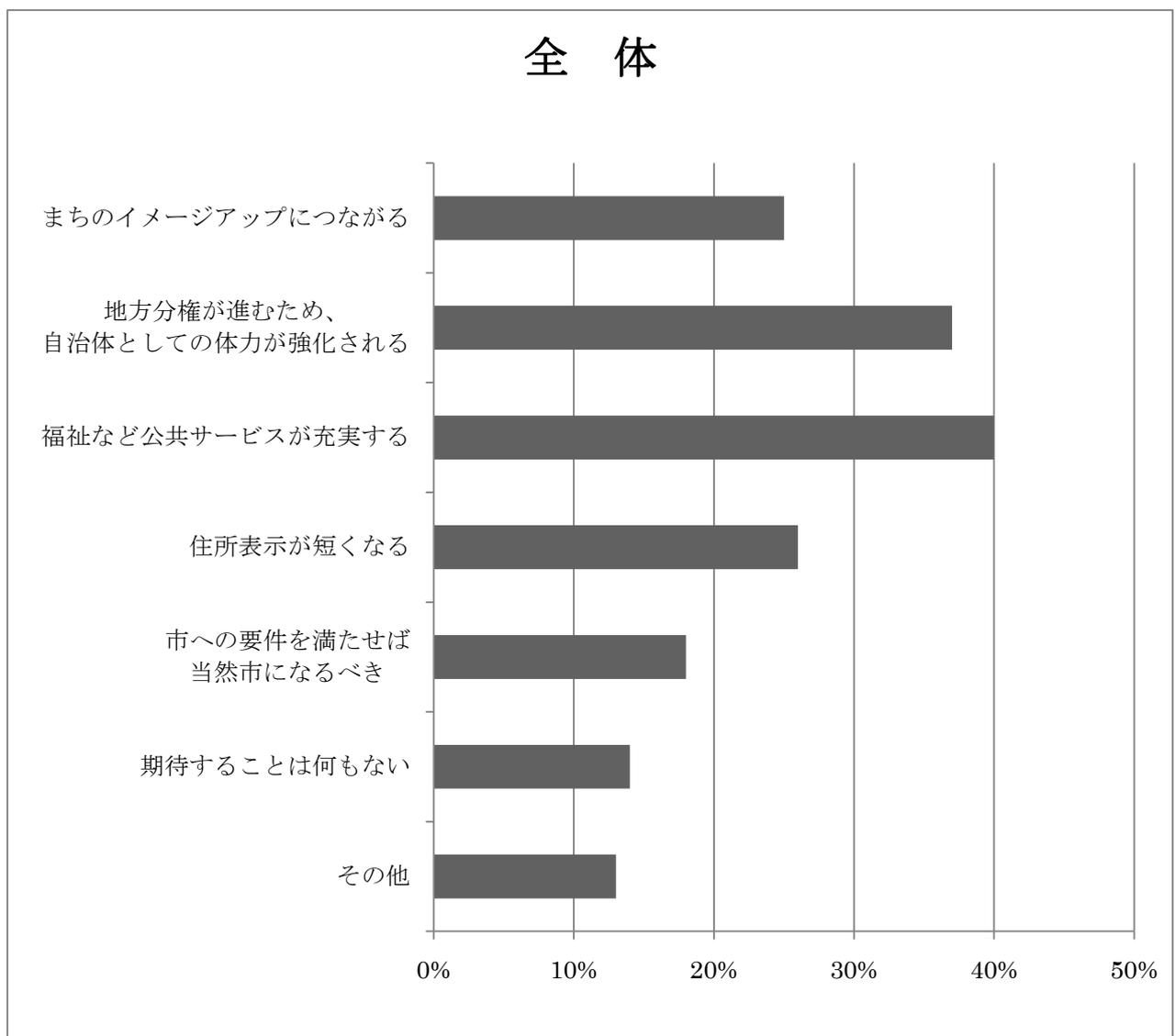
会場別にみると、福祉の家以外ではいずれの会場でも、順位に違いはあるものの、全体結果の上位3項目が多くなっていますが、福祉の家では「生産緑地」が3番目に多くなっており、「住所表示」も他の会場に比べると、興味や関心の割合が高いことがわかります。また、北小では「町の現状」が、長小（長湫）では「移行準備」がそれぞれ他の会場と比べると関心が高くなっています。



## (5) 市への移行に期待すること

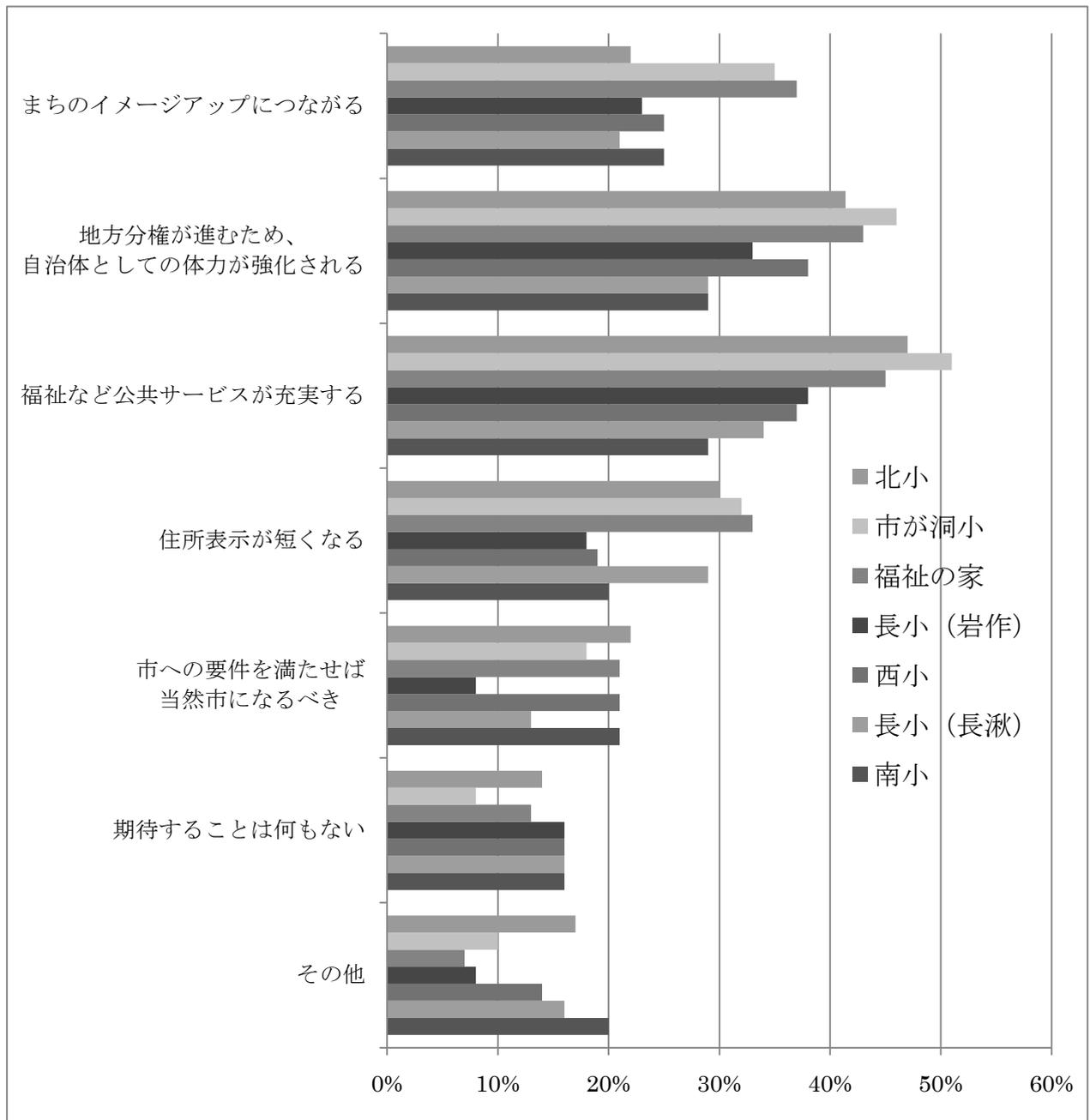
### ①全体

「市への移行にどのようなことを期待、又は考えていますか」という問いに対し、該当する項目すべてを選択する回答としました。ここでは、全回答者に占める割合を%で示しました。全体の40%の人が「福祉など公共サービスが充実する」ことに期待しており、以下「地方分権が進むため、自治体としての体力が強化される」が37%、「まちのイメージアップにつながる」が27%の順で続いています。また、「期待することは何もない」、「その他」を合わせると26%と全体の4分の1となりますが、残りの4分の3の人は市への移行に何らかの期待を持っていることがわかります。



## ②会場別

会場別にみると、どの会場でも「福祉など公共サービスが充実する」、「地方分権が進むため、自治体としての体力が強化される」が上位 2 番目に多い傾向は共通していますが、北小と長小（長湫）では「住所表示が短くなる」が 3 番目に多くなっているのに対し、その他の 5 会場では、「まちのイメージアップにつながる」が 3 番目に多くなっています。「住所表示が短くなる」は市が洞小や福祉の家でも他の会場と比べると回答の割合が多くなっており、相対的に現在「大字」「字」を表示している地域では、住所表示の短縮化への期待が大きいことがわかります。



## (6) 主な自由意見の種別

最後に、市制に関するご意見を記入していただいたところ、344人から様々なご意見をいただきました。ここでは、全体と会場ごとに多かった意見種別をそれぞれ示しました。

全体としては、住民意識調査や民意の反映など住民との合意形成に関する意見が最も多く、次いでメリット・デメリットに関する意見、市制移行の賛成に関する意見の順で意見が寄せられました。

ここでは、主な意見の種別のみ紹介しますが、これら以外にも、自然環境に関する意見や防災・防犯に関する意見、説明会の進め方に関する意見、将来ビジョンに関する意見など、多岐にわたって様々な意見が寄せられました。

### ①全体

全 体
<ul style="list-style-type: none"><li>・住民意識調査及び民意を反映に関する意見 (91 件)</li><li>・メリット・デメリットに関する意見 (50 件)</li><li>・市制移行の賛成に関する意見 (43 件)</li><li>・市に移行した後の財政負担に関する意見 (22 件)</li><li>・税負担に関する意見 (20 件)</li><li>・市制移行の反対に関する意見 (13 件)</li><li>・合併に関する意見 (9 件)</li></ul>

## ②会場別

会場ごとにみても、全体の傾向とほぼ同様ですが、市が洞小学校では交番の設置や街路灯の設置、Nーバス等公共交通の充実など、地域特有の課題に関する意見が多く寄せられました。

①北小学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意識調査及び民意の反映に関する意見（12人）</li> <li>・市制移行の賛成に関する意見（10人）</li> <li>・メリット・デメリットに関する意見（7人）</li> <li>・市に移行した後の財政負担に関する意見（3人）</li> <li>・合併に関する意見（2人）</li> <li>・市への移行時期に関する意見（2人）</li> </ul>
②市が洞小学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題に関する意見（10人）</li> <li>・市に移行した後の財政負担に関する意見（7人）</li> <li>・市制移行の賛成に関する意見（6人）</li> <li>・住民意識調査及び民意を反映に関する意見（6人）</li> <li>・市制移行後のビジョンに関する意見（4人）</li> <li>・メリット・デメリットに関する意見（3人）</li> </ul>
③福祉の家
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メリット・デメリットに関する意見（9人）</li> <li>・市制移行の賛成に関する意見（7人）</li> <li>・住民意識調査及び民意の反映に関する意見（6人）</li> <li>・税負担に関する意見（4人）</li> <li>・福祉サービスに関する意見（3人）</li> <li>・公園西駅周辺の開発に関する意見（3人）</li> <li>・生産緑地に関する意見（3人）</li> </ul>
④岩作（長小・東小校区）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意識調査及び民意を反映に関する意見（18人）</li> <li>・メリット・デメリットに関する意見（4人）</li> <li>・税負担に関する意見（2人）</li> <li>・市に移行した後の財政負担に関する意見（2人）</li> <li>・市制移行の反対に関する意見（3人）</li> <li>・市制移行の賛成に関する意見（2人）</li> <li>・合併に関する意見（2人）</li> </ul>

⑤西小学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民意識調査及び民意を反映に関する意見 (25 人)</li> <li>・ 市制移行の賛成に関する意見 (9 人)</li> <li>・ 市制移行の反対に関する意見 (5 人)</li> <li>・ メリット・デメリットに関する意見 (4 人)</li> <li>・ 市に移行した後の財政負担に関する意見 (2 人)</li> <li>・ 税負担に関する意見 (2 人)</li> <li>・ 合併に関する意見 (2 人)</li> </ul>
⑥長湫 (長小校区)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民意識調査及び民意を反映に関する意見 (18 人)</li> <li>・ メリット・デメリットに関する意見 (6 人)</li> <li>・ 市制移行の賛成に関する意見 (4 人)</li> <li>・ 市に移行した後の財政負担に関する意見 (2 人)</li> <li>・ 税負担に関する意見 (2 人)</li> <li>・ 合併に関する意見 (2 人)</li> </ul>
⑦南小学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メリット・デメリットに関する意見 (17 人)</li> <li>・ 税負担に関する意見 (9 人)</li> <li>・ 市制移行後のビジョンに関する意見 (6 人)</li> <li>・ 住民意識調査及び民意を反映に関する意見 (6 人)</li> <li>・ 市制移行の賛成に関する意見 (5 人)</li> <li>・ 市に移行した後の財政負担に関する意見 (5 人)</li> <li>・ 市制移行の反対に関する意見 (4 人)</li> </ul>

#### 4 おわりに

今後、町としては、自治会や町内会などの単位でもご要望いただければ各地域に出向いて説明いたしますので、ご要望があれば市制施行準備室(63-1111(内線255))までご連絡ください。